

広島県告示第五百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県廿日市市宮島口二丁目、同市宮島口三丁目、同市宮島口四丁目、同市大野、同市福面一丁目、同市福面三丁目、同市宮島口東一丁目、同市阿品台山の手及び同市宮島口上一丁目地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
福面B、赤崎B（一七五二、一七五三）	急傾斜地の崩壊	福面B、赤崎B（一七五二、一七五三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
赤崎C（六〇〇六）	急傾斜地の崩壊	赤崎C（六〇〇六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台A（八八八）	急傾斜地の崩壊	青葉台A（八八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台A（八八八―一）	急傾斜地の崩壊	青葉台A（八八八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台A（八八八―二）	急傾斜地の崩壊	青葉台A（八八八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台C（八八九）	急傾斜地の崩壊	青葉台C（八八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台C（八八九―一）	急傾斜地の崩壊	青葉台C（八八九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉台C（八八九―二）	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
青葉台D（八二六）	急傾斜地の崩壊	青葉台D（八二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宮島口上一 丁目（二七 五一―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宮島口上一 丁目（二七 五一―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
赤崎C（六 〇〇六一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	赤崎C（六 〇〇六一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
赤崎C（六 〇〇六一― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	赤崎C（六 〇〇六一― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
赤崎C（六 〇〇六一― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	赤崎C（六 〇〇六一― 四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宮島口四丁 目（六八七 八一―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宮島口四丁 目（六八七 八一―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦A（ 一七三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦A（ 一七三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦A（ 一七三一― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦A（ 一七三一― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦A（ 一七三一― 四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦A（ 一七三一― 四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦A（ 一七三一― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦A（ 一七三一― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦C（ 八二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦C（ 八二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
柿ノ浦B（ 六〇〇五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	柿ノ浦B（ 六〇〇五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。